

第1部 質 疑 応 答

1 国語問題一般について

【問】 国語問題の由来と、その解決について、現在、どんな努力が払われていますか。

【答】 国語問題のおこった原因について、もっとも簡単に要領よく説いているものは、昭和 25 年 6 月に、国語審議会から発表された「国語問題要領」の中の次の 1 節です。それを次に書き抜いてみましょう。

わが国は、古来、諸外国の文化を攝取してきたが、それに伴って、日本語とは系統のちがった言語・文字に接する機会が多くなった。そして、古くは中国、近くはヨーロッパ・アメリカなどの言語・文字を採りいれた結果、ついに今日の複雑多様な国語が形成された。こうして国語問題は、わが国の文化政策として、どうしても避けることのできない重大問題になってきたのである。

そこで、この複雑多様な国語・国字を改善して、これを簡明で平易なものにすることは、わたしたちの社会生活の能率をあげ、国民文化の水準を高めるうえに、ぜひとも必要な基本的条件です。

このことは、つとに先覚者の唱導するところであって、それゆえに、明治以来、いろいろな運動や事業がおこりましたが、文部省としては、その根本的な解決をはかるために、まず学術的な調査からはじめることとして、明治 35 年は国語調査委員会を設けました。それが、大正 10 年には臨時国語調査会となり次に昭和 9 年からは国語審議会となりましたが、さらに昭和 24 年からは、これまで文部大臣の諮問に応じることを主として

いた国語審議会を、新たに民主的・自主的に国語政策を立案審議する機関としての国語審議会とし、一面、国立国語研究所を新設して、その研究の成果と相まって国語問題の解決に努力する態勢を整えています。

調査局国語課は、国語審議会に対して事務的、技術的の援助をすると同時に、広く国語の改良について調査、企画し、政府機関、教育機関その他に対して、その普及を図ること、その他仕事を行っています。

【問】 国語白書を読みたいのですが、どこで発表されていますか。

【答】 さきに文部省でも印刷・配付し、後に、国語審議会委員中島健蔵氏の解説をつけて、国語シリーズ4「国語問題要領解説」として発行していますが、なお念のために、この本の第2部に付録しておきました。

御覧のとおり「国語審議会の性格」以下「国語問題審議の基準」の5章から成っていますが、その「審議の基準」として

- (1) 義務教育を容易にすることができるかどうか。
- (2) 一般の言語生活、特に文字の使用と理解とを能率化することができるかどうか。
- (3) 公衆に対する言語として適用できるかどうか。
- (4) 文化を創造したり受けついだりするのに、どんな影響を与えるか。

という4項をあげていることは、注目して読んでよいと思われるところであります。

2 当用漢字について

当用漢字表の補正について

【問】 当用漢字が改正されたそうですが、その内容と、正式な官報告示の日をお知らせください。またその改正の趣旨を説明してください。

【答】 当用漢字表が昭和 21 年 11 月に内閣告示として公布されてから、すでに数年を経ましたので、その間の実行上の経験にかんがみ、国語審議会では、新しい委員から成る漢字部会にかけて審議しましたところ、その結果、次に掲げるような発表となりました。

「当用漢字表審議報告」について

国語審議会

このたび、漢字部会から当用漢字表に対する再検討の結果が報告された。これは、漢字部会が、当用漢字表を中心として広く社会に日常使用される漢字について 2か年間 26 回にわたり熱心に審議した結果であって、将来当用漢字表の補正を決定するさいの基本的な資料となるものである。

思うに、当用漢字表の補正是、その影響する方面や範囲が広く深いので、この漢字部会の補正資料は、このさい一般の批判をもとめ、今後なお実践を重ねることによって、その実用性と適正さが明らかにされると考えられる。

この漢字部会の非常な努力によって、当用漢字表が全体的に

妥当なこともわかった。この点についても同部会の労を多としたい。

当用漢字表審議報告

(漢字部会)

1 当用漢字表（音訓表・字体表を含む）から削る字

且	丹	但	効	又	唐	嚇
堪	奴	寡	悦	朕	濫	煩
爵	璽	箇	罷	脹	虞	謁
迅	遁	遵	鍊	附	隸	頒

2 当用漢字表（音訓表・字体表を含む）に加える字

亭	泰イ	俸	ホウ	債	テイ	僕	ボク	厄	ヤク	堀	ホリ
壤	ジョウ	宵	ショウ	尚	ショウ	戻	モドス	披	ヒ	挑	チョウ
据	スル	朴	ボク	杉	スギ	棧	サン	殼	カク	汁	ジュウ
泥	デイ	洪	コウ	涯	ガイ	渦	カズ	溪	ケイ	矯	キョウ
酌	シャク	釣	ツリ	斎	セイ	竜	リュウ				

3 音訓を加える字、字体を改め音訓を加える字

個コ → 個コ・カ 燈トウ → 灯トウ

上のようなわけで、こんどの発表は将来の補正に備えて、その資料を一般の批判にうつたえ、かつ新聞紙上で実験してみるだけの案なのですから、現在の当用漢字表の内容や法令および教育の上の取扱には少しも関係のないものです。が、これについて若干誤解の

むきもあるので、念のため次のような調査局長の通知が出されました。

文調国第93号
昭和29年3月20日

各省庁文書（総務）課長
文部省内各局課長
各国立学校長 殿
各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長

文部省調査局長
小林行雄

当用漢字表の補正資料について
(通知)

このたび、国語審議会では、当用漢字表の再検討の結果について、別紙のように決定しました。ただし、当用漢字表の内容や法令および教育の上でのその取扱は、これによって別に変更されません。誤解のむきもあるので、念のためお知らせします。

動植物を表わす漢字について

【問】 当用漢字表の「まえがき」に、動植物の名はなるべくかなで書くといってあるのに、なぜ「牛」「馬」などがあるのですか。

【答】 動植物のうち「牛」「馬」などは、漢語熟字として用いられることが多いので、それを考慮して残されたものです。

動物の教科書では「うし」「うま」と書くのがたてまえです。

当用漢字表にある動物の名の字

犬 牛 馬 豚 羊 象 蚕 鯨

当用漢字表にある植物の名の字

菊 松 柳 桃 梅 桜 桑 竹 茶

私 書 箱

【問】 「私書函」の「函」が当用漢字表にありません。これからは「かん」と書くのですか。

【答】 「私書函」は、当用漢字表によって「私書箱」と改められました。公式な名称は、郵便法第 50 条に「郵便私書箱」とあります。

あ て 字

【問】 あて字はなるべくやめたいのに、なかなかそのあとを絶ちません。

「自分」「仮名」「勝手」などもあて字であると思いますがどうですか。

【答】 あて字の中でも、それがあまり無理でなく、かつ広く世間で使いなれてきたものは、そのまま今日でも使われているものがあります。たとえば

見舞 仕事 世話をする

ただし、これらもおいおいにかなで書くことが多くなってきてています。作文などは、なるべくあて字を書かないことにしたいと思います。

自分の分は自己の分ということから、自己、自身のことを表わすようになったのであって、あて字ではありません。

「仮名」「勝手」などは、かながきがよいと思います。

3 人名用漢字について

人名用漢字の数

【問】 人名用の漢字は、どうして特別にできたのですか。またその数はいくつありますか。

【答】 人名の特殊性にかんがみて、当用漢字以外に、今日、なお実際に多く用いられている漢字 92 字を国語審議会で選定し、それを政府に建議したのが採択されて、昭和 26 年 5 月、人名用漢字別表として公布されました。その結果、戸籍法施行規則も一部改正されて、子どもの名まえに使ってよい漢字は当用漢字表の 1850 字と、この別表の 92 字とになりました。あわせて 1942 字の中から自由に選んでよいわけあります。

その読み方も自由ですが、なるべく、だれにもあまり無理なく読むことができるような読み方にするのが好ましいわけです。

人名用漢字別表 昭和26年5月25日
内閣 告示 第1号

丑	丞	乃	之	也	互	亥	亦	亨	亮	仙	伊
巳	卯	只	吾	呂	哉	嘉	圭	奈	宏	寅	尚
巖	巳	庄	弘	弥	彥	悌	敦	昌	晃	晋	智
暢	朋	杉	桂	桐	楠	橘	欣	欽	毅	浩	淳
熊	爾	猪	玲	琢	瑞	甚	睦	磨	穀	祐	禄

楨	稔	穰	綾	惣	聰	肇	胤	胤	蕙	藤	蘭
虎	蝶	輔	辰	郁	酉	錦	鏸	靖	須	馨	駒
鯉	鯛	鶴	鹿	麿	齊	龍	龜				

人名用漢字の字体

【問】 こどもの名前に「真弓」とつけましたが、役場に備えつけてある字典には「眞」とあります。教科書には「眞」とありますから、将来の教育上、それで届けたいのですが、どうでしょうか。

【答】 昭和 24 年 4 月 28 日官報付録所載の「当用漢字字体表」によつて、これからは眞を正字としてつかうことになりました。教科書に「眞」としているのは、その新しい字体によつたのであります。また、戸籍上にも、とうぜん「眞」で届けられます。

「眞」は、これからは旧字体ということになります。さればとて旧字体でも受けられることになっています。ただし、お説のように、教育上、これからは新字体で届けることが好ましいことがあります。

次に「眞」のつく当用漢字をあげておきます。

眞 慎 鎮

4 地名の漢字について

むずかしい地名

【問】 地名の漢字は自由ですか。ずいぶんむずかしい漢字や、むずかしい読み方がありますが。

【答】 今日のところ、地名の漢字については何等の制限がありません。しかし、それも昔からのものはいたし方がないとして、これから新しくつけるものは、なるべく当用漢字表以内の字でまかなくよういうのが、その決定当時からの希望でありました。そこで昭和 27 年度からはじまった全国市町村の合併事業に際しては、とくに国語審議会から総理大臣にその趣旨のことを「町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について」として建議しました。これが地方自治庁によって関係方面に伝達・説明されて、新しい市町村名を決定するにあたってしだいに考慮されています。その全文を次に掲げておきます。

町村の合併によって新しくつけられる
地名の書き表わし方について

(内閣総理大臣あて建議)

政府では、こんど全国の町村の合併を促進されることになったと承っています。ついては、この機会に、別紙の趣旨をお含みのうえ、合併後の市町村名の書き表わし方が、できるだけわかりやすく、読みちがいの起らないようなものに決定されるよう、適当な処置をとられることを希望いたします。

地名の漢字については、国民生活一般に影響するところが大きいので、当用漢字表選定の際にもいちおう問題となりましたが、法規その他の関係上その解決は後日に見送られることになって今日に至りました。しかし、すでに当時から 7 年を経過した現在、当用漢字表制定の趣旨も広く一般に理解されるようになってきました。ちょうどこのとき町村の合併が行われるということは、地名の文字をわかりやすいものにするうえに、またないよい機会であると思います。よって、ここに建議いたし

ます。

(別紙)

1 むずかしい漢字が用いられている例

長崎県の豆殿（ツツ）村, 鹿児島県の穎娃（エイ）町
宮城県の中（ナカゾネ）村, 石川県の羽咋（ハクイ）村
山梨県の樋原（ユズリハラ）村, 岡山県の皆部（アザイ）町

2 文字はやさしくても、読み方のむずかしい例

和歌山県の学文路（カムロ）村, 愛知県の拳母（コロモ）市
京都府の間人（タイザ）町, 茨城県の行方（ナメカタ）村
ことに北海道にはこの種の地名が多い。

神戸は 兵庫県ではコウベ, 三重県ではカンベ
鳥取県ではカンド, 岡山県ではジンゴ
東京都ではカノト,

そのほかコウトとかゴウドと読む地名が各地にある。

3 地名の書き方を平易にした例

長野県「茅野町」は「ちの町」とかな書きにした。東京都では区を合併した際「飛鳥区」「春日区」などの案を退けて、「北区」「文京区」とした。

4 教育上

むずかしい漢字, むずかしい読み方の地名は, むかしから学習上非常な負担となっていたが, 今後も, 教育上大きな不便を感じる。

5 通信・ラジオ・交通・事務上

地名のむずかしさは, 通信・交通・事務上に手違いを起させる。ラジオなどで地名を聞いても, 理解することができないことがある。文化の発達に伴い, この問題の解決の必要が切実に感じられる。

6 印刷上

地名にむずかしい漢字があるために, 使用度の少ない活字

を数多く備えなければならないし、活字を拾うためにも手数がかかり、印刷能率の向上に支障をきたしている。

7 むすび

以上のようなわけで、全国の地名の中には、書き表わし方をできるだけ早く改善する必要のあるものが多い。とりあえず、こんどの合併によって新しく決定される市町村名について、この点につきじゅうぶんの考慮を払われることが適當であると考える。

【問】 当用漢字表にない字の地名を書き表わすのに、新しい略字を採用してよろしいでしょうか。

【答】 今まで使われてきている書き方はしかたがないとして、新しく地名をきめるときには、地名の呼び名や書き方をやさしくすることの努力をすべきだと思います。今までの地名にしても、名まえや漢字による書き方をもとのままにしておいて、世間に通用しないような略字やまぎらわしい略字を正式に認めるようなことは避けたいと思います。

5 学術用語の整理について

【問】 学術用語がやさしくなったそうですが、どういう発表があつたでしょうか。なお、その仕事の経過をもお知らせください。

【答】 当用漢字表の「まえがき」に添えた「使用上の注意事項」の第8項に、

専門用語については、この表を基準として、整理することが望ましい。

とあります。この要請に応じて、昭和22年、当時の学術研究会

議に学術文献調査特別委員会学術用語制定科会が生まれ、それから昭和 24 年、文部省に学術用語調査会が設けられました。さらに翌 25 年、これを学術奨励審議会学術用語分科審議会の事業として、現在、なおその仕事を続けています。

この仕事は、自然科学・人文科学の各部門にわたって、各学会の協力のうえで、当用漢字・現代かなづかいによって、わかりやすい学術用語・専門用語を制定しようとするのですが、この仕事については、昭和 6 年 1 月の内閣訓令・同告示で公布された薬品名の標準用語をはじめ、その後、引きつづき発表された各種（金属類・鉱物類及土石類・燃料・油脂・塗料及顔料・電気関係）の標準用語集（資源局刊）と、さらにこの仕事が企画院・技術院に移ってからも、その委嘱を受けた当時の全日本科学技術団体連合会の数年にわたる努力が続けられてきたことが、この仕事の基礎づけとなっていることを付記しておきます。

さて今日までのところ、次の 5 部門の用語集が決定して、29 年 3 月、文部大臣に「学術用語の制定について」の答申がおこなわれ、ついで 7 月、次官会議申合せによって、今後、各省庁で使用する専門用語は、これを基準として統一するよう努めることになりました。たとえば「楕円」は「だ円」または「長円」として、「起重機」は「クレーン」とするなど。くわしいことは次の本でみてください。

学術用語集	数学編	文部省（昭和 29 年 3 月刊）
	物理学編	〃（〃）
	動物学編	〃（〃）
	土木工学編	〃（〃）
	採鉱や金学編	〃（〃）